

王寺町 人権施策に関する基本計画

令和6(2024)年3月

王 寺 町

目次

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 国・県の動向	2
(1) 国の動向	2
(2) 県の動向	3
3 王寺町の動向	3
4 計画の位置づけ	4
5 計画の実施期間	4

第2章 計画の基本的な考え方

1 人権施策の体系	5
2 計画の体系	6

第3章 人権施策の推進について

1 人権教育・啓発の推進	7
(1) 家庭教育	10
(2) 地域社会に向けて.....	11
(3) 学校教育	11
2 人権相談・支援体制の強化	12

第4章 分野別の人権施策の具体的な取組について

1 具体的な取組	16
(1) 部落差別	16
(2) 外国人	18
(3) 女性	19
(4) 子ども	21
(5) 高齢者	24
(6) 障がい者	26
(7) インターネットによる人権侵害.....	29
(8) 災害によるもの.....	31
(9) L G B T Qについて.....	32

第5章 計画の推進

1 推進体制	34
(1) 庁内の連携体制	34
(2) 地域との連携体制	34
2 進行管理	35

資料編

1 王寺町人権推進協議会規約	36
2 王寺町人権推進協議会委員名簿	38
3 策定過程	39
4 関係法令等	40

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

人権とは、人が生まれながらに持っている権利であり、全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利又は人間が人間らしく生きる権利で、誰にとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるべきものです。

我が国では、日本国憲法において基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられると規定し、全ての人々の人権の享有を保障しています。また、憲法第14条の法の下での平等について、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないと規定し、一切の差別を禁止しています。

本町では、平成6（1994）年12月に「王寺町部落差別等あらゆる差別をなくすことを目指す条例」を施行しました。また、令和4（2022）年1月に「人権問題に関する町民意識調査」を実施し、令和5（2023）年4月に日本国憲法及び世界人権宣言の理念を踏まえ、町及び王寺町まちづくり基本条例の責務を明らかにすることにより、人権侵害が生じることのない、人権を尊重する地域社会の実現に寄与することを目的に「王寺町人権擁護に関する条例」を施行し、新たな人権課題にも視点を広げながら、様々な人権施策の取組を進めてきたところです。

しかし、未だ部落差別をはじめ、外国人、女性、子ども、高齢者、障がい者、LGBTQへの不当な差別等の人権侵害は後を絶たず、いじめや虐待等によって子どもの命が奪われる痛ましい出来事が起こっています。近年、インターネット上においては個人の名誉やプライバシーを侵害し、差別を助長するような書き込みがあふれており、人命に関わる事件に発展する事象も起こっています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大というこれまでに経験したことのない困難に直面する中で、関連した差別や誹謗中傷が社会問題となるなど、人権を取り巻く状況の大きな変化が見られます。

本町では、これまでも人権施策に対して真摯に取組を進めてきましたが、変化する社会情勢に対応する必要性を認識し、今まで積み重ねてきた取組を基礎に「王寺町人権施策に関する基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。



ひかりちゃん



てんいち先生

てんいち先生とひかりちゃんは、「奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会」のオリジナル人権キャラクターです。

2 国・県の動向

(1) 国の動向

国では、全ての国民に基本的人権の尊重を保障する日本国憲法の下、人権に関する諸制度の整備や諸条約への加入など、様々な施策が講じられ、一人一人の人権が尊重される社会の実現に向けて取組が進められてきました。

平成12（2000）年12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体は、地域の実情を踏まえて人権教育及び人権啓発に関する施策を推進していかなければならないことが法律に明記されました。

平成28（2016）年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、同年6月には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）」、さらに同年12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」と、人権に関する三つの法律が施行されました。

また、令和元（2019）年5月の「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（以下「労働施策総合推進法」という。）」の改正により、大企業には令和2（2020）年6月から、中小企業には令和4（2022）年4月からパワーハラスメントの防止措置が義務付けられました。同じく令和4（2022）年4月からは成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、人権に関する課題への対応も時代とともに変化が生じています。法務省の人権擁護機関では、啓発活動強調項目として掲げる次の17の項目を中心に、人権啓発活動を行っています。

<啓発活動強調事項 17項目>

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 1. 女性の人権を守ろう | 10. 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう |
| 2. こどもの人権を守ろう | 11. 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう |
| 3. 高齢者の人権を守ろう | 12. インターネット上の人権侵害をなくそう |
| 4. 障害を理由とする偏見や差別をなくそう | 13. 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう |
| 5. 部落差別(同和問題)を解消しよう | 14. ホームレスに対する偏見や差別をなくそう |
| 6. アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう | 15. 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう |
| 7. 外国人の人権を尊重しよう | 16. 人身取引をなくそう |
| 8. 感染症に関連する偏見や差別をなくそう | 17. 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう |
| 9. ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう | |

(2) 県の動向

奈良県では、平成16（2004）年3月に「奈良県人権施策に関する基本計画」を策定し、県民一人ひとりの人権が尊重される自由で平等な社会づくりに向けて、すべての人々が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く、「豊かな人権文化の創造」を目指すことを基本理念として、様々な人権施策に関する取組を推進されてきました。

また、近年のインターネット上の差別事象やLGBTQ^{※1}（性的少数者）といった性的マイノリティに対する差別に加え、平成30（2018）年1月に実施した「人権に関する県民意識調査」において、依然として同和地区や障がい者、外国人などに対する偏見や差別意識があるとの結果が出ています。その結果を踏まえて、令和2（2020）年3月に「奈良県人権施策に関する基本計画」が改定されました。

さらに、平成28（2016）年4月に「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が、平成31（2019）年3月には議員提案により「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

3 王寺町の動向

王寺町では、平成6（1994）年12月に「王寺町部落差別等あらゆる差別をなくすことを目指す条例」を施行しました。

また、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解の促進及び手話の普及並びに地域において手話を使用しやすい環境の構築を目指し、令和2（2020）年9月に「王寺町手話言語条例」を施行しました。

さらに、令和4（2022）年1月に「人権問題に関する町民意識調査^{※2}」を実施し、いかなる場合でも差別は許されるものではないという意識の浸透を図り、令和5（2023）年4月に「日本国憲法」及び「世界人権宣言」の理念を踏まえ、町及び「王寺町まちづくり基本条例（令和2（2020）年12月王寺町条例第35号）」第2条に規定する町民の責務を明らかにすることにより、人権侵害が生じることのない、人権を尊重する地域社会の実現に寄与することを目的に「王寺町人権擁護に関する条例」を施行しました。

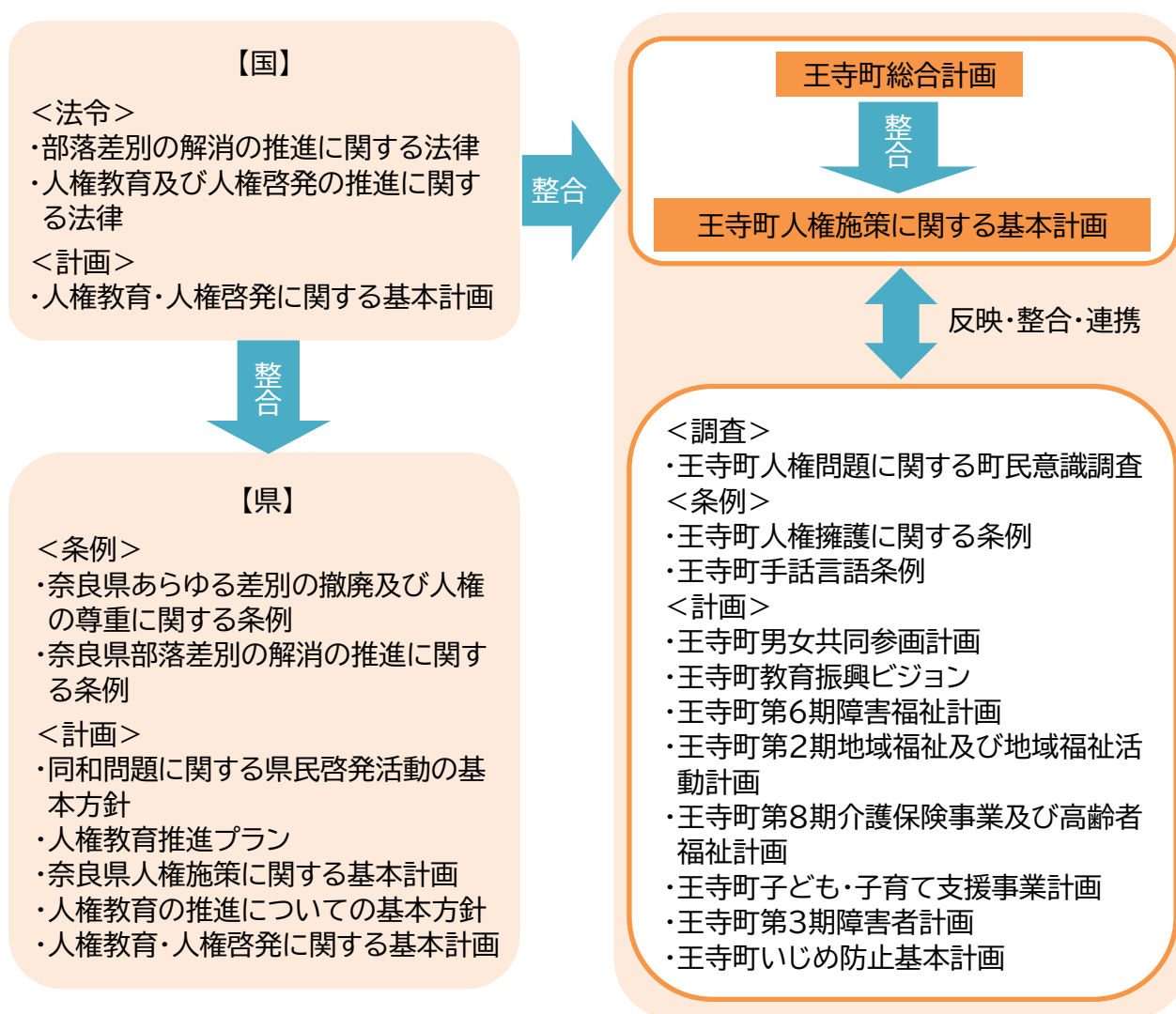
※1 LGBTQとは、L（レズビアン）、G（ゲイ）、B（バイセクシュアル）、T（トランスジェンダー）、Q（クエスチョニング）のことです。

※2 本計画にも調査結果を一部掲載しています。回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

4 計画の位置づけ

この計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条及び「王寺町人権擁護に関する条例」第9条の規定により地方公共団体（町）の責務として、人権施策に関する基本的な施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

総合計画を上位計画とし、町の各行政分野の個別計画との整合を図ります。また、本町の人権施策の推進における部局横断的な計画として位置づけ、各行政分野における人権施策の推進にあたっては、本計画を踏まえるものとします。



5 計画の実施期間

この計画の期間は、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化や人権を取り巻く環境の変化に応じ、必要により見直しを行うこととします。

第2章 計画の基本的な考え方

計画の基本的な考え方を次のとおり定めます。

1 人権施策の体系

基本理念	全ての人権が尊重され、多様性を認め合い、誰もが生きがいを持って生活できる 心つながる「和のまち」王寺		
基本目標	①「いかなる場合でも差別は許されるものではない」という意識の浸透 ②「人権侵害を見た、受けた」と感じた時の相談場所や対処を学ぶ場所があり、それを実践する意識の向上 ③「人権を尊重する大切さ」について、広報紙やインターネットを通じての情報発信の強化 ④「人権を尊重する」ことを子どもたちが家庭や地域、学校で学び、親である子育て世代も学べる環境づくり		
施策の方向性	人権教育・啓発の推進	人権相談・支援体制の強化	分野別の人権施策の 取組の推進
主要課題	① 「人権教育・啓発の推進」「人権相談・支援体制の強化」 ② 分野別の取組（「部落差別」「外国人」「女性」「子ども」「高齢者」「障がい者」 「インターネットによる人権侵害」「災害によるもの」「LGBTQ」）		

○基本理念の考え方

上位計画である王寺町総合計画の将来像「人とまちがきらめく和（やわらぎ）のふるさと王寺」及び「王寺町人権擁護に関する条例」の基本理念に基づき設定しています。

○基本目標の考え方

「王寺町人権問題に関する町民意識調査（令和4（2022）年1月実施）」の結果から王寺町として特に取組を進める必要がある4つの項目を基本目標として設定しています。

○施策の方向性の考え方

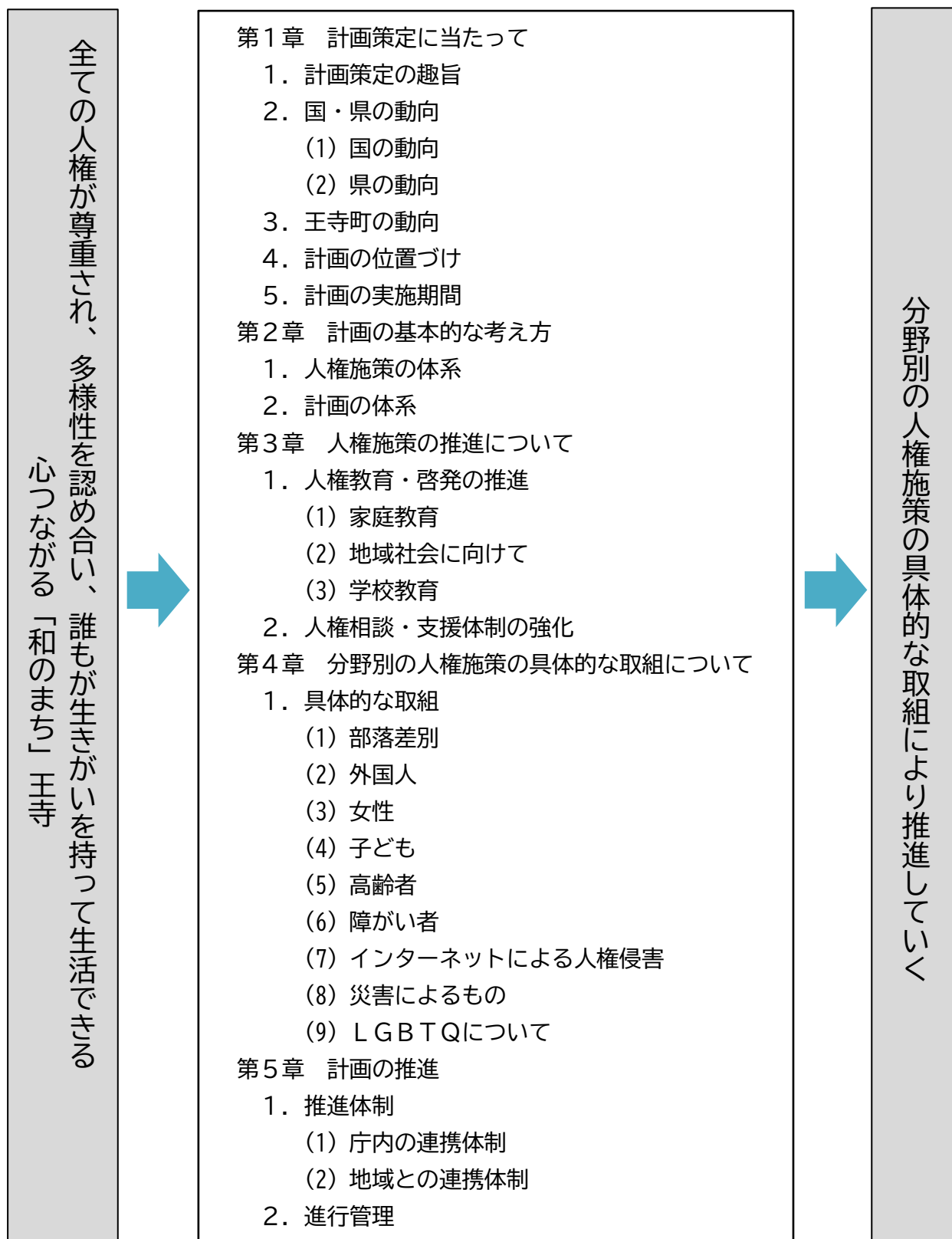
基本理念を目指すにあたって、取り組む施策の方向性を設定しています。

○主要課題について

人権課題の中から主に人権擁護に関する条例に挙げている課題を主要課題に設定しています。

2 計画の体系

計画の基本理念、基本目標、施策の方向性、主要課題を踏まえ、人権施策の推進をもとに分野別の人権施策の推進を図ります。



第3章 人権施策の推進について

1 人権教育・啓発の推進

<現状と課題>

地域社会における同和教育をはじめとして、各種団体機関の協力のもと、「人権尊重のまち」を目指し、王寺町全体で人権教育に取り組んでいます。

町民一人ひとりが自らの権利を行使することの意義と責任、誰に対しても公正・公平であるべきこと、自分以外の人の人権を尊重することや様々な課題などについて理解を深める必要があります。

毎年、各自治会単位で実施している「人権学習懇談会」は学びを通じて、参加者が感じたこと、気づいたことについて話し合う形態を取り入れており、今後、多様な年代層の積極的な参加促進が必要です。

本町で令和4（2022）年1月に実施した「人権問題に関する町民意識調査」では、次のような結果でした。

差別について、「私たち一人ひとりが差別をしない人にならなければならない」の項目で「そう思う」と回答した方は85.2%となっている一方で、「どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ」と回答した方は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせて72.9%となっています。

また、「差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い」と回答した方は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせて30.9%となっています。

と回答しています。

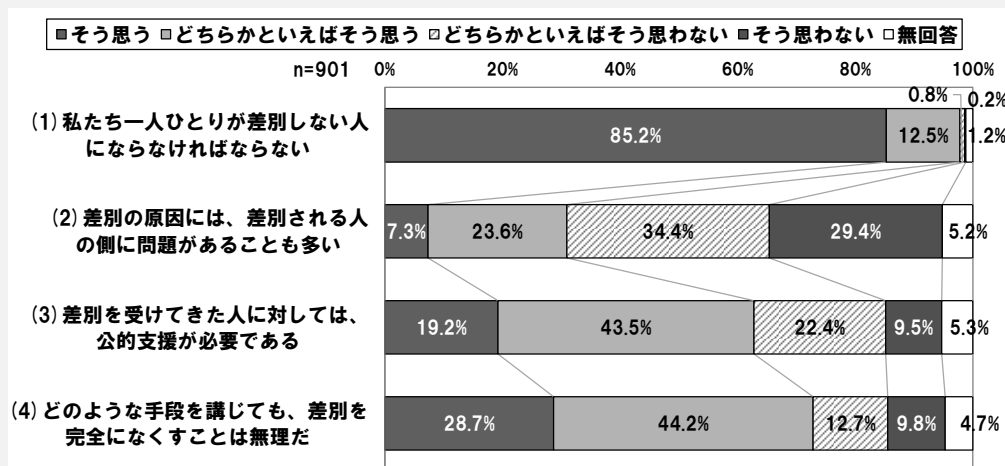
このようなことから王寺町では、住民一人ひとりが「差別は理由を問わず許されるものではなく、人権を尊重することが大切」という認識を深める必要があります。

<人権問題に関する町民意識調査の結果>

問1 人権に関して、一般的に「差別」というものについて、あなたはどのように思いますか。

((1)~(4)それぞれ、あてはまるもの1つに○)

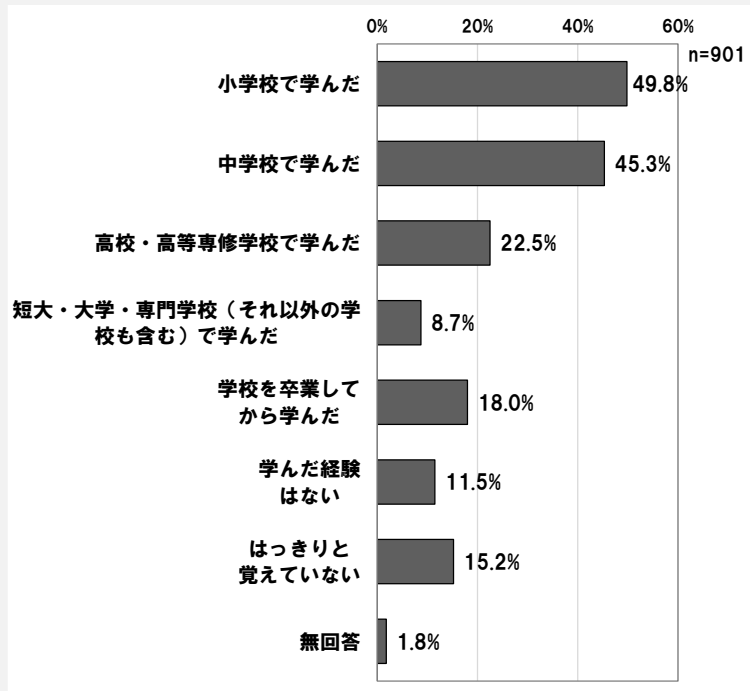
○(1)~(4)で「そう思う」が最も多いのは、「(1)私たち一人ひとりが差別しない人にならなければならない」で85.2%となっています。



出典:「人権に関する町民意識調査報告書」(令和4(2022)年3月)

問8 あなたは、同和問題や人権問題について、学校の授業等で学んだことがありますか。
 (あてはまるものすべてに○)

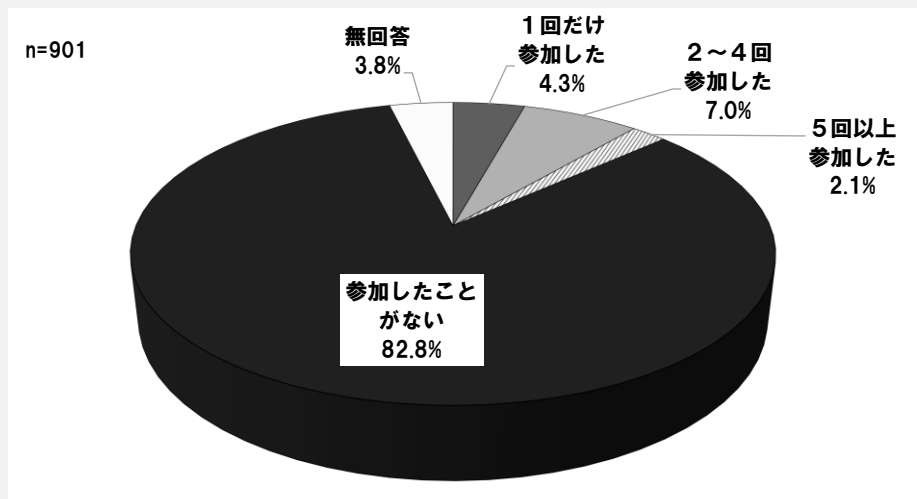
○「小学校で学んだ」が最も多く49.8%となっており、次いで「中学校で学んだ」が45.3%、「高校・高等専修学校で学んだ」が22.5%となっています。



出典:「人権問題に関する町民意識調査報告書」(令和4(2022)年3月)

問9 最近(3年程度)、人権問題に関するイベント、講演会、研修会、学習会などに参加したことがありますか。(あてはまるもの1つに○)

○「参加したことがない」が最も多く82.8%となっています。

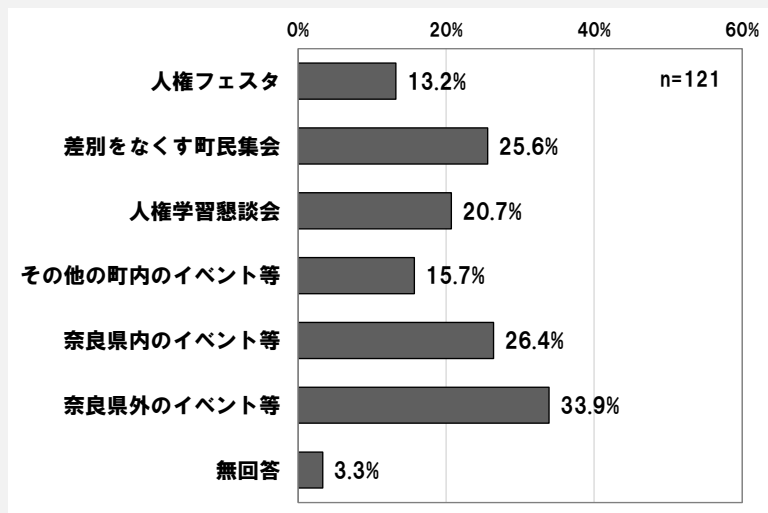


出典:「人権問題に関する町民意識調査報告書」(令和4(2022)年3月)

問10 <問9で「参加した」と答えた人にお聞きします。>

最近(3年程度)、あなたが参加した人権問題に関するイベント、講演会、研修会、学習会を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

○「奈良県外のイベント等」が最も多く 33.9%となっており、次いで「奈良県内のイベント等」が26.4%、「差別をなくす町民集会」が25.6%となっています。



出典:「人権問題に関する町民意識調査報告書」(令和4(2022)年3月)

<人権教育・啓発の推進のための施策の方向性>

- ・本町では、互いを認め合いともに生きる喜びを実感できるよう、人権教育・啓発に取り組みます。
- ・人権教育・啓発に取り組むにあたって、「家庭教育」「地域社会」「学校教育」それぞれにおいて、取組を実施します。

(1) 家庭教育

少子高齢化が進み家庭を取り巻く環境が変化する中、子育ての悩みや不安を抱えた家庭が増加しています。

家庭教育は、全ての教育の出発点です。命を大切にする心、日常生活の中での豊かな他人への思いやり、さらに善悪の判断等、人権を尊重する意識を育む上で家庭教育機能を高めていくことが大切です。

家族がかけがえのない存在として豊かな心を育む家庭教育ができるよう、学校、地域、団体などと連携した学習機会や相談体制を充実し、情報提供に努めます。

<主な取組内容>

<新たに実施を検討している取組>

- PTA連絡協議会に人権啓発用DVDの貸出や人権に関するパンフレット、相談窓口一覧及び啓発物品の配布
- すくすく広場やわくわく広場での若い世代の保護者に人権に関するパンフレット、相談窓口一覧及び啓発物品の配布
- プレパパ、プレママ講座に人権に関するパンフレット、相談窓口一覧及び啓発物品の配布
- 町立図書館開催の子ども向けおはなし会で人権に関する絵本の読み聞かせの実施

(2) 地域社会に向けて

町民が時代に即した人権感覚を身につけて磨いていけるよう、行政として人権啓発の取組を幅広く展開する必要があります。王寺町公式LINEなどを活用して、人権学習懇談会、人権フェスタ、差別をなくす町民集会などの学習会やイベントを広く周知し、より多くの町民の参加に繋げていきます。

また、人権学習冊子の作成や広報、町ホームページなどの様々な媒体の活用により、人権に関する啓発のほか、街頭啓発を行います。

<主な取組内容>

<現在実施している主な取組>
○王寺町人権教育推進協議会、各自治会及び王寺町が連携した人権学習懇談会の開催 ○人権フェスタ、差別をなくす町民集会などの開催 ○義務教育学校5～9年生が作成した人権啓発ポスター・標語の展示 ○7月の「差別をなくす強調月間」、12月の「人権週間」での啓発物品の配布 ○町職員による「毎月11日は人権を確かめあう日」ワッペンを身に付けての啓発活動 ○差別落書きパトロールの実施 ○広報車による人権啓発 ○職員に研修会を実施 ○人権啓発無料レンタル傘の設置
<新たに実施を検討している取組>
○王寺町公式LINEを活用して、「毎月11日は人権を確かめ合う日」、7月の「差別をなくす強調月間」、12月の「人権週間」を周知することにより、町民の人権意識の向上を図る。

(3) 学校教育

義務教育学校では子どもの生き抜く力を育む教育を目指して、成長段階に応じた教育を推進し、子どもの人格形成や人権尊重の精神を育む上で重要な役割を担っています。

また、子どもの発達段階に応じた人権尊重の心と態度、自己肯定感や自尊感情を育む教育も推進しています。

さらに教職員を対象に王寺町人権教育研究会による授業を通しての研修会や教育講演会等を開催し、教職員の人権感覚を高め、いじめ等への対応の徹底や人権教育推進体制の整備も進めています。

<主な取組内容>

<現在実施している主な取組>
○児童生徒及び保護者・職員を対象とした専門家による講演会の実施（インターネットを正しく安全に利用する方法や犯罪等に巻き込まれた時の対処方法など） ○共生社会の実体験として「車いす体験」や「アイマスク体験」などの福祉体験学習の実施 ○性的マイノリティに関する正しい理解を促進するための取組の実施 ○教職員に対する研修会を実施

2 人権相談・支援体制の強化

<現状と課題>

王寺町では、毎月2回（第1・3月曜日）、人権擁護委員による人権に関する相談窓口を開設するとともに、特設人権相談（6月「人権擁護委員の日」、7月「差別をなくす強調月間」、12月「人権週間」）を実施しています。また、奈良地方法務局等でも人権問題に関わる様々な相談窓口を開設しています。

様々な機会や広報媒体を活用して、相談窓口や相談活動の周知を図ることが必要です。また、社会情勢の変化に伴い、相談内容は様々な要因が絡みあって複雑になるとともに、新たな人権問題が生じており、今後は総合的な相談・支援が重要となります。

本町で令和4（2022）年1月に実施した「人権問題に関する町民意識調査」では、次のような結果でした。

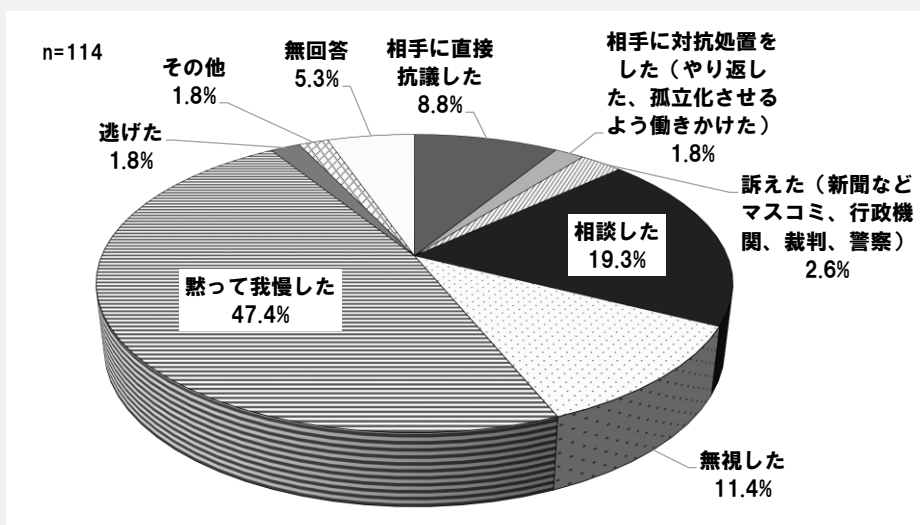
「最近5年間で自分の人権が侵害されたと思った時、あなたはどのように対応しましたか」との問いに対して、「相談した」が19.3%で、その相談先が「友人や身近な人」が最も多く77.3%、次いで「家族」が54.5%でしたが、専門性の高い「法務局や人権擁護委員」は回答がありませんでした。このことから様々な機会や広報媒体を活用して、相談窓口や相談活動の周知を図ることが必要です。

さらに、個々の相談窓口では対応が困難な場合などは適切な専門的な相談機関へ円滑につなげられるよう、各種相談機関との連携強化が必要であるとともに、相談窓口の専門性、信頼性の向上を図るため、相談員への研修等を充実し、資質の向上を図ることが必要です。

<人権問題に関する町民意識調査の結果>

問3-3 人権侵害を受けた時、あなたはどのように対応しましたか。（あてはまるもの1つに○）

○「黙って我慢した」が最も多く47.4%となっており、次いで「相談した」が19.3%、「無視した」が11.4%となっています。

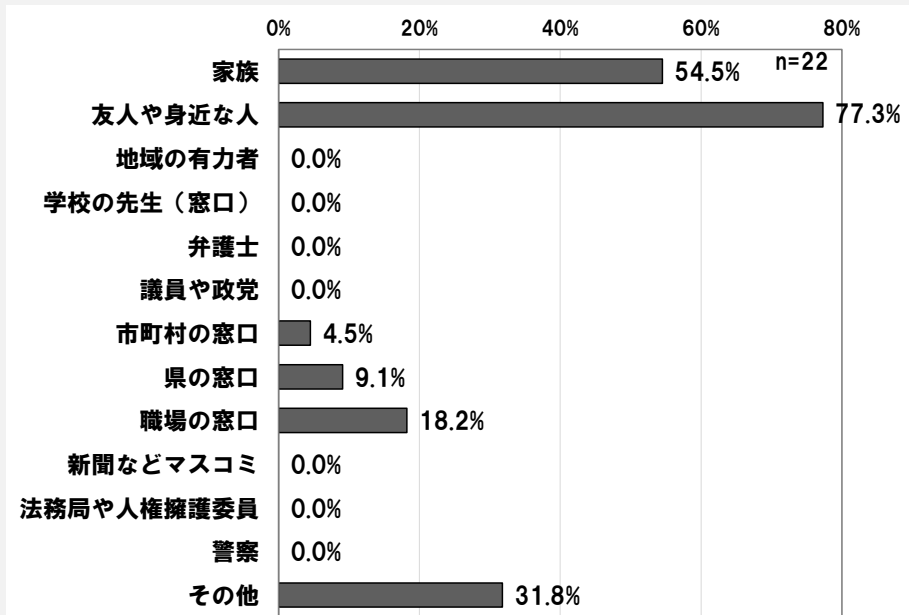


出典：「人権問題に関する町民意識調査報告書」（令和4（2022）年3月）

問3-4 <問3-3で、「4.相談した」と答えた人にお聞きします。>

そのとき、あなたは誰に相談しましたか。(あてはまるものすべてに○)

○「友人や身近な人」が最も多く77.3%となっており、次いで「家族」が54.5%となっています。

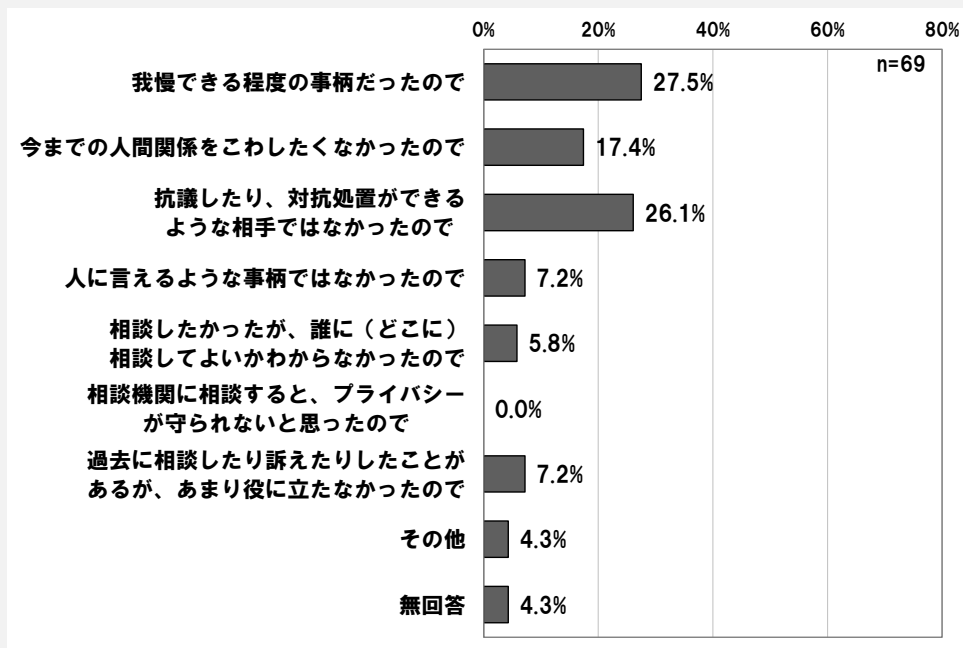


出典：「人権問題に関する町民意識調査報告書」（令和4(2022)年3月）

問3-5 <問3-3で、「5.無視した」「6.黙って我慢した」「7.逃げた」と答えた人にお聞きします。>

そのとき、あなたは何故、そのように対応しましたか。(あてはまるもの1つに○)

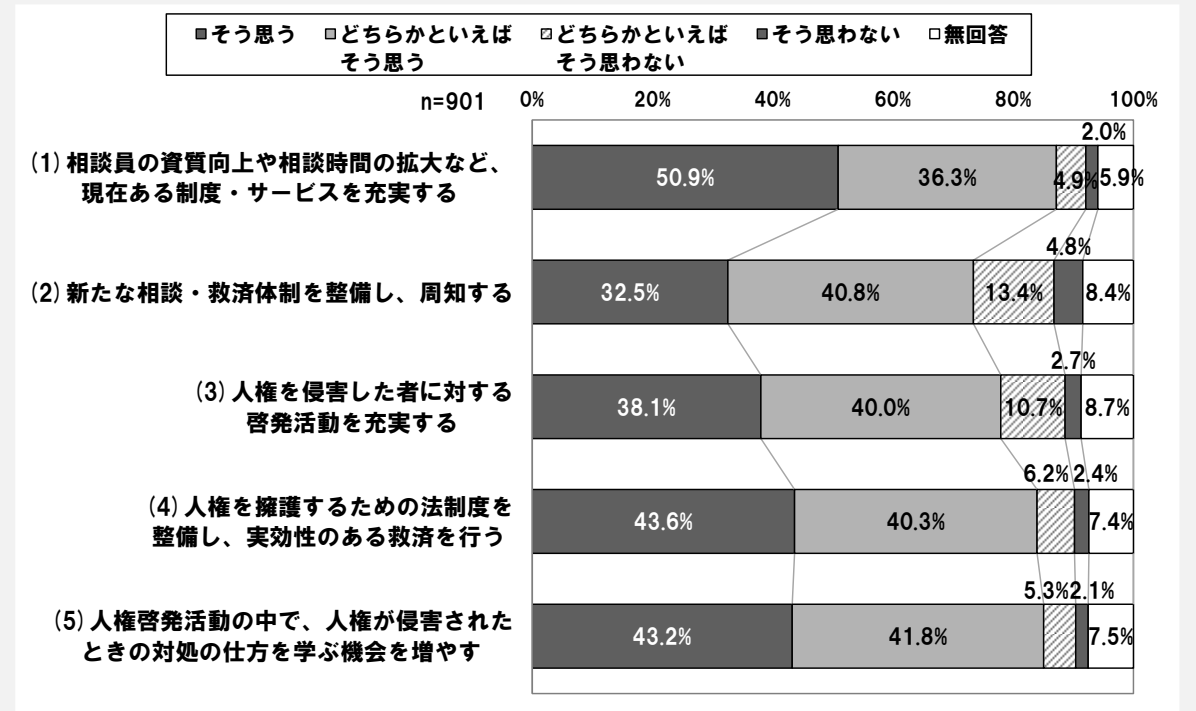
○「過去に相談したり訴えたりしたことがあるが、あまり役に立たなかったのが7.2%、「相談したかったが、誰に（どこに）相談してよいかわからなかったのが5.8%、「相談機関に相談すると、プライバシーが守られないと思ったのが0.0%となっています。



出典：「人権問題に関する町民意識調査報告書」（令和4(2022)年3月）

問6 人権侵害に対する相談や救済に関する次の事項について、あなたは必要だと思いますか。
 ((1)~(5)それぞれ、あてはまるもの1つに○)

○全ての項目で「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせて70%以上となっています。
 ○「そう思う」が多い順に、「(1)相談員の資質向上や相談時間の拡大など、現在ある制度・サービスを充実する」(50.9%)、「(4)人権を擁護するための法制度を整備し、実効性のある救済を行う」(43.6%)、「(5)人権啓発活動の中で、人権が侵害されたときの対処の仕方を学ぶ機会を増やす」(43.2%)となっています。



出典:「人権問題に関する町民意識調査報告書」(令和4(2022)年3月)

<人権相談・支援体制の強化のための施策の方向性>

- ・「人権が侵害されたと思った時」というのは人によって様々な事象が考えられるため、王寺町の窓口で全般的な相談を受け、必要に応じて、人権侵害された事象ごとに適切な相談窓口を案内します。
- ・相談窓口や相談機会の情報を広報、ホームページなどの広報媒体を活用しながら、悩みを抱える本人や関わりのある人たちに届くよう、様々な機会を捉えて周知及び啓発に努めます。
- ・相談者に信頼され、安心できる相談窓口として有効に機能するため、相談員研修の充実を図るとともに、町民が人権問題で悩んだとき、迅速な対応ができるよう法務局など関係機関との連携を強化し、気軽に利用できる相談体制の充実と周知に努めます。

<主な取組内容>

<現在実施している主な取組>
○毎月2回（第1・3月曜日）人権相談窓口の開設 ○特設人権相談（6月「人権擁護委員の日」、7月「差別をなくす強調月間」、12月「人権週間」）窓口の開設 ※上記の相談窓口を含め、全体的に人権相談についての相談機会を増やすことを検討
<新たに実施を検討している取組>
○広報紙である「王伸」と町公式ホームページに加えて、王寺町公式LINEを活用して、人権相談窓口の開設についての周知 ○様々な人権侵害の事象に対応するため、なら人権相談ネットワーク（相談窓口一覧）を広報で周知 ○奈良地方法務局等の県内の人権相談窓口の周知

第4章 分野別の人権施策の具体的な取組について

1 具体的な取組

(1) 部落差別

<現状と課題>

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、日本固有の人権問題です。

この問題の解決を図るため、国は、地方公共団体とともに、昭和44(1969)年から33年間、「同和対策事業特別措置法」に基づき、地域改善対策を行ってきました。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は成果を上げ、格差は改善されました。

しかし、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることから、部落差別は「許されないもの、解消すべきもの」との認識から、国では「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28(2016)年12月）、奈良県では「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」（平成31(2019)年3月）が施行されました。

今後は、人権教育・啓発により新たな差別を生むことがないように留意しながら、真に問題の解消に資するよう内容や手法に配慮し、この問題について関心と理解を深めていくことが必要です。部落差別について、誤った知識を持っている人が家族や周囲の人、インターネットを通してさらに誤った知識を拡散していくことから、誤った知識に惑わされないよう正しい知識を広めていくことが必要です。

本町で令和4(2022)年1月に実施した「人権問題に関する町民意識調査」では、次のような結果でした。

関心がある人権課題では、「部落差別（同和問題）」は第12位で33.4%となっています。

また、取組が必要な人権課題では、第13位で34.6%となっています。

<施策の方向性>

- ・ 部落差別についての正しい知識を得るため学校や地域における教育、啓発活動を推進します。
- ・ 部落差別に関する人権侵害について、「奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会」や奈良地方法務局など、関係機関・団体等と連携して、町民が安心して相談できる体制づくりに取り組みます。

<主な取組内容>

<現在実施している主な取組>
<ul style="list-style-type: none">○人権学習懇談会の開催○人権フェスタ、差別をなくす町民集会などの開催○町職員による「毎月11日は人権を確かめあう日」ワッペンを身に付けての啓発活動○人権啓発ポスターの展示○7月の「差別をなくす強調月間」や12月の「人権週間」での啓発物品の配布○差別落書きパトロールの実施○職員や教職員に研修会を実施○広報車による啓発活動○人権擁護委員による人権相談○住民票の写しや戸籍謄本等の第三者等への交付に係る本人通知制度（事前登録型本人通知制度^{※3}）○住民票の写しや戸籍謄本等の不正取得に係る本人通知制度の導入と広報紙等による周知（告知型本人通知制度^{※4}）
<新たに実施を検討している取組>
<ul style="list-style-type: none">○王寺町公式LINEを活用し、「毎月11日は人権を確かめ合う日」、7月の「差別をなくす強調月間」、12月の「人権週間」の周知○奈良地方法務局等の県内の人権相談窓口の周知

※3 事前登録型本人通知制度とは、住民票の写し等を代理人や第三者に交付した際に、事前に登録した方に対して、その交付した事実を通知する制度で、住民票の写しや戸籍謄抄本等の不正請求及び不正取得による個人の権利・利益の侵害の防止を図ることを目的としたものです。

※4 告知型本人通知制度とは、判決等で住民票の写し等の不正取得が明らかになった場合に、事前登録型本人通知制度への登録の有無にかかわらず、その旨を本人に通知する制度です。

(2) 外国人

<現状と課題>

我が国に在留する外国人は、令和5(2023)年6月末の時点で320万人を超え(法務省出入国在留管理庁)、過去最多となりました。そのような中であっても、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐる様々な人権問題が発生しています。

特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動(ヘイトスピーチ)が大きな社会問題になっていることから、国では「ヘイトスピーチ解消法(平成28(2016)年6月)」が施行され、奈良県では「奈良県外国人総合相談窓口」(平成31(2019)年)が設置されました。

言語、宗教、習慣、肌の色の違い、これらの無理解から外国人に対して閉鎖的な態度を取ることから、国籍や民族を問わず全ての人の人権が尊重され、お互いの異なる文化や習慣、価値観などを認め合い、理解・尊重し、偏見や差別をなくし、同じ地域の一員としてそれぞれの文化や生活習慣の違いを認め合い、多様性を受け入れてともに暮らすことができる多文化共生社会の実現を目指し、相談窓口の整備や情報提供を行うとともに、相互理解と相互交流を深める取組が求められ、差別をなくしていく必要があります。

いまだ解決しない人権問題や社会環境の変化により、新たな人権問題が生じています。多様な人権問題に対して、町民の理解を深めるとともに、国や県の動向を把握し、関係機関と連携のもと適切な対応が必要です。

本町で令和4(2022)年1月に実施した「人権問題に関する町民意識調査」では、次のような結果でした。

関心がある人権課題では、「外国人の人権」は第10位で37.1%、「ヘイトスピーチ」は第17位で28.6%となっています。

また、取組が必要な人権課題では、「外国人の人権」は第17位で30.9%、「ヘイトスピーチ」は第10位で35.6%となっています。

<施策の方向性>

- ・それぞれの国の文化や生活習慣の違いを理解するための教育や町民の国際感覚の醸成のため交流の場を開設します。
- ・在住外国人への相談、支援の充実を図ります。
- ・ヘイトスピーチ解消法を周知するなど、ヘイトスピーチの防止に努めます。

<主な取組内容>

<現在実施している主な取組>
○戦争等の避難民の受入(再開発住宅3戸活用)
<新たに実施を検討している取組>
○「なら人権相談ネットワーク」の外国人に関する相談窓口を広報などで周知
○職員や教職員に対する研修会を実施
○多言語ユニバーサル情報配信ツールの導入

(3) 女性

<現状と課題>

「日本国憲法」に男女平等の理念は明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」等によって、男女平等の原則が確立されています。しかし、いまなお「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場において様々な男女差別を生む一因となっています。

また、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力（DV）、職場におけるセクシュアルハラスメントや、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も、近年多く発生しています。

国では、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供と、その個性と能力が十分発揮できるようにすることを目的に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成28(2016)年4月）、また、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与するため「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（平成30(2018)年5月）が施行されました。

さらに、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力、家庭関係破綻など複雑化、多様化しており、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題であることから、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行が予定されています（令和6(2024)年4月）。

女性の人権を侵害する配偶者からの暴力（DV）や職場でのセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等の解消に努め、誰もが安心して生活できる社会を構築していく必要があります。

本町では、以上の動向を踏まえて「王寺町男女共同参画計画」（令和5(2023)年3月）を策定しました。

性別、年齢を問わず男女共同参画の意識は進んでいますが、一方でいまだに社会制度や慣行による固定的な性別役割分担は根強く残っており、誰もが男女共同参画について正しい理解が進むよう、広報や講座等を通じて男女共同参画の意識を高めていくことが必要です。

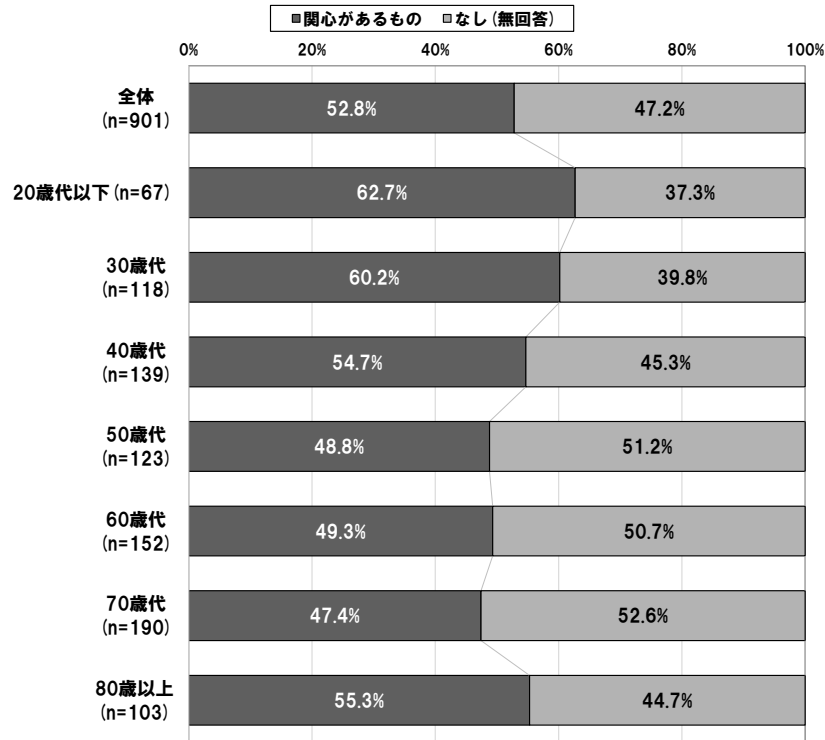
女性の社会参加や活躍の機会が奪われることなく、また、女性は、性犯罪・性暴力、DV、ハラスメント等の対象となりやすく、こうした被害から守ることが必要です。特に、DVは、外部から発見しづらい家庭内や親密な男女間で行われるため、問題が潜在化しやすい傾向にあり、被害者の多くは女性です。女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画を目指す上で克服すべき課題となっています。

本町で令和4(2022)年1月に実施した「人権問題に関する町民意識調査」では、次のような結果でした。

関心がある人権課題では、「女性の人権」は第2位で52.8%となっています。20歳代以下、30歳代、40歳代、80歳以上では、「関心がある」と回答した割合が全体より高くなっています。

また、取組が必要な人権課題では、第9位で37.4%となっています。

●関心があると回答した割合（年代別）



出典:「人権問題に関する町民意識調査報告書」(令和4(2022)年3月)

<施策の方向性>

- ・「王寺町男女共同参画計画」(令和5(2023)年3月)の施策を推進することにより、様々な分野で女性の参画を進め、女性の人権が尊重される社会の実現に取り組みます。
- ・女性に対する暴力は重大な人権侵害であることを町民に周知啓発するとともに、関係機関と連携し、相談や自立支援に取り組みます。
- ・女性の参画や能力発揮を支援するため、町内の女性団体と連携し、講座を実施するなど町民の男女共同参画意識の醸成に努めます。

<主な取組内容>

<p><現在実施している主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○図書館で男女共同参画週間に合わせた関連本の展示 ○「なら人権相談ネットワーク」のDV被害や女性が抱える様々な問題に関する相談窓口の案内
<p><新たに実施を検討している取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○すくすく広場やわくわく広場での若い世代の保護者に人権に関するパンフレット、相談窓口一覧及び啓発物品の配布 ○プレパパ、プレママ講座に人権に関するパンフレット、相談窓口一覧及び啓発物品の配布 ○暴力やハラスメント防止の広報、啓発活動の実施 ○職員や教職員に対する研修会を実施

(4) 子ども

<現状と課題>

文部科学省が実施した令和4(2022)年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば、小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は約9万5千件、いじめの認知件数は約68万2千件であり、依然として憂慮すべき状況にあります。

人権侵犯事件（「人権侵犯事件統計」（法務省））においても、令和4(2022)年には、学校におけるいじめ事案が1,065件、教育職員による体罰に関する事案が78件、親の子に対する暴行・虐待事案が313件と高水準で推移しています。

国では、社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備するため「いじめ防止対策推進法」（平成25(2013)年9月）が施行されました。

急速な少子化や核家族化、また、共働き世帯の増加等により、子どもを取り巻く環境は、日々大きく変化しており、特に近年では「子どもの貧困」が深刻な社会問題として議論されています。家庭においては、保護者が子育ての負担や不安などから児童虐待を引き起こすという問題が発生しています。

国では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成26(2014)年1月）が施行されました。さらに、民法には、親権を行う者がその子に対して、監護及び教育に必要な範囲内で懲戒（不正・不当な行為に対して、制裁を与えること）することができるという規定があったが、これが児童虐待の口実に使われることがあることからその規定が削除され、「民法等の一部を改正する法律案」（令和4(2022)年12月）が施行されました。

奈良県では、「奈良県いじめ防止基本方針」（平成28(2016)年3月）、「経済的困難及び社会生活上の困難を抱える子どもを支援する奈良県計画」が策定されました。

本町では、以上を踏まえて「王寺町いじめ防止基本方針」（平成28(2016)年12月）を策定しました。

今後は益々、学校、家庭、地域社会等が互いに連携を図り、それぞれの機能を十分発揮し、子どもの人権尊重と人権擁護に向けた取組を推進し、適切に対応していくことが大きな課題となっています。そのため、様々な関係機関と連携して、情報共有や支援の検討を行っていますが、年々、複雑化・困難化する事案に対応するため、関係機関の一層の連携と、専門性の強化が求められています。

また、本来大人が担うべき家事や家族の世話、介護等を行うヤングケアラーについても、今後の支援体制の整備が課題となっています。

学校においては、いじめや不登校、SNSや掲示板等を使ったインターネット上のトラブルが増加しています。そのほか、いろいろな要因によって学校に行けない不登校児童も増加しており、学校教育においてもあらゆる配慮が求められます。一例ですが、生理用品については、生活困窮家庭で購入が難しい子どもや性に関することで学校に相談できない生徒もお

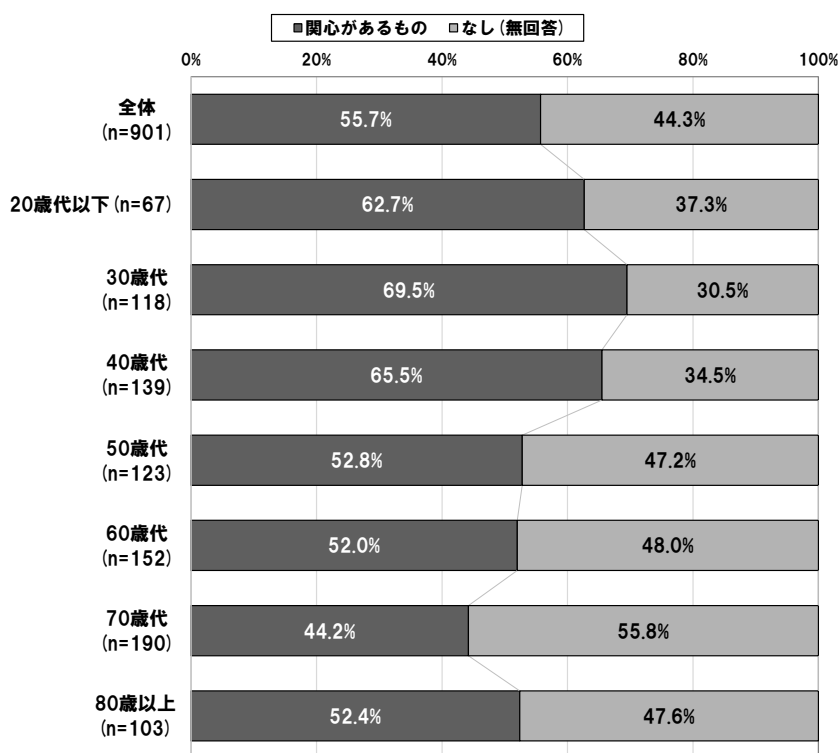
り、学校トイレに生理用品が設置されていないことで、心理的安全性が確保されず登校できない子どももいる状況があります。また、インターネット上における児童ポルノの氾濫や性的虐待など、児童を性的に商売の道具にする商業的搾取の問題も懸念されています。時代の変化によって、子どもの人権に関する課題は多様化していますが、子どもは一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。

本町で令和4(2022)年1月に実施した「人権問題に関する町民意識調査」では、次のような結果でした。

関心がある人権課題では、「子どもの人権」は第1位で55.7%となっています。20歳代以下、30歳代、40歳代では、「関心がある」と回答した割合が全体より高くなっています。

また、取組が必要な人権課題では、第6位で42.8%となっています。

●関心があると回答した割合（年代別）



出典：「人権問題に関する町民意識調査報告書」(令和4(2022)年3月)

<施策の方向性>

- ・子ども一人ひとりが、生命を大切にできる心、自他の人格を尊重し、お互いの個性を認め合う心などの「豊かな心」を育むため、人権教育の内容や活動をすべての領域、教科に位置づけ、教育活動全体を通じて推進します。
- ・不登校、いじめ、育児不安、虐待等の子どもをとりまく諸問題を解決する教育相談を継続して取り組みます。
- ・児童虐待や、ヤングケアラーなど困難を抱える子どもやその家庭への支援の充実に取り組みます。
- ・教職員の人権尊重の意識を高め、人権感覚を養うため、研修会や実践発表会を行い、人権を尊重した学習環境の整備を進めます。

<主な取組内容>

<現在実施している主な取組>
<ul style="list-style-type: none">○教育カウンセリング事業の実施 教育相談（不登校、発達上の問題等）、心の教室（不登校、体調面等）、ふれあいフレンド（支援員の各学校への配置、学習や生活指導等のふれあい活動）○人権擁護委員による義務教育学校5～9年生を対象に人権の花（ひまわり）の植栽の実施○突然の初潮などによる心理的な混乱が不登校につながらないように義務教育学校4年生以上のトイレに生理用品の設置○児童虐待防止啓発ポスターの掲示○こども食堂の実施
<新たに実施を検討している取組>
<ul style="list-style-type: none">○PTA連絡協議会で人権啓発用DVDの貸出しや、人権に関するパンフレット、相談窓口一覧及び啓発物品の配布○すくすく広場やわくわく広場での若い世代の保護者に人権に関するパンフレットや相談窓口一覧、啓発物品の配布○町立図書館開催の子ども向けおはなし会で人権に関する絵本の読み聞かせの実施○「子どもの貧困」対策として、これまで学校、教育委員会、福祉担当課が連携してきたが、子どもの人権という観点から人権担当課も含めた情報共有の推進

(5) 高齢者

<現状と課題>

近年、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、人口の4人に1人が65歳以上となっています。このような中、介護者等による身体的・心理的虐待といった高齢者の人権問題が大きな社会問題となっています。

平成7(1995)年12月、国民一人一人が生涯にわたって安心して生きがいを持って過ごすことができる社会を目指して「高齢社会対策基本法」が施行され、平成8(1996)年7月には、同法に基づき、「高齢社会対策大綱」が策定されました(現行の大綱は平成30(2018)年2月閣議決定)。

また、高齢者の尊厳を守るため、平成18(2006)年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待の防止や虐待の早期発見・早期対応のための施策が進められています。

さらに、平成30(2018)年12月には、「障がいの有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会」の実現に向けて、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が施行されました。同法に基づいて、関係省庁が連携しながら、ユニバーサル社会の実現に向けた取組を推進しています。

加えて、令和元(2019)年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の方や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進しています。

国では、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援のため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成18(2006)年4月)が施行されました。さらに、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるように「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(令和5(2023)年6月)が成立し、1年以内に施行される予定です。

誰もが住み慣れた地域でその人らしく、また、安心して生活できる環境づくりが求められており、高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、高齢者についての理解を深め、高齢者を大切にすることを育ててする必要があります。

また、配慮や支援を必要とする人々の権利を守るため、成年後見制度をはじめ、権利擁護に関する制度の利用促進や取組の充実を図り、利用しやすい制度を整える必要があります。

さらに、高齢者虐待に関する相談は年々増加する傾向にあり、高齢者虐待を防止するため、虐待の早期発見及び迅速かつ適切な対応を図る必要があります。

本町で令和4(2022)年1月に実施した「人権問題に関する町民意識調査」では、次のような結果でした。

関心がある人権課題では、「高齢者の人権」は第6位で46.4%となっています。

また、取組が必要な人権課題では、第8位で37.7%となっています。

<施策の方向性>

- ・「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、高齢者の人権を守るため関係機関と連携しながら、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや制度の周知、啓発及び安心して利用できる環境整備を推進します。
- ・地域の関係機関、福祉団体等のネットワークを強化し、虐待の早期発見、早期対応や未然防止ができる体制の充実を図ります。
- ・関係機関が連携し、啓発や積極的な情報交換、相談体制の充実を図ります。

<主な取組内容>

<現在実施している主な取組>
○権利擁護、虐待の早期発見、防止の相談支援の実施 ○高齢者向けに「シルバーウォーク」の実施 ○高齢者向けに「秋の明神山ふれあいワゴン」の実施
<新たに実施を検討している取組>
○認知症理解のための講演会の実施 ○職員や教職員に対する研修会を実施

(6) 障がい者

<現状と課題>

国では、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」（平成24(2012)年10月）、また、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため平成25(2013)年制定の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28(2016)年4月）、さらにユニバーサル社会（年齢、性別、障がい、文化等の違いに関わりなく誰もが地域社会の一員として支え合い、安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会）を目指し「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（平成30(2018)年12月）が施行されました。

奈良県では、障がいのある人もない人もともに暮らしやすい社会の実現を目指し「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」（平成28(2016)年4月）が施行されました。

さらに、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解の促進及び手話の普及並びに地域において手話を使用しやすい環境の構築を目指し、「奈良県手話言語条例」（平成29(2017)年4月）が施行され、本町でも、「王寺町手話言語条例」（令和2(2020)年9月）を施行しました。

障がい者に対する理解は進んできたが、依然として偏見やいじめ、虐待などは後を絶たないのが現状です。障がいについての十分な知識がないため、障がいのある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、本人や家族が差別的な言動を受けるなどの人権侵害を受けるケースも考えられることから、障がいのある人が社会の一員として尊厳を持った生活が送れるよう、様々な障がいに対する十分な理解と配慮が求められています。

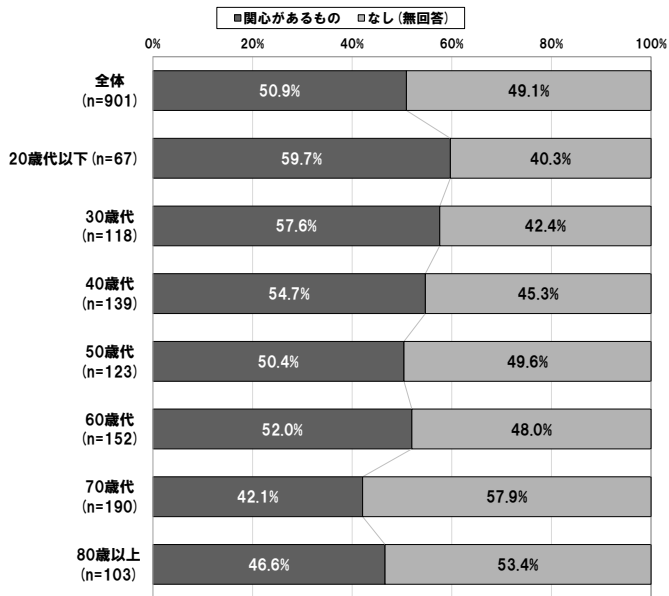
障がいの有無によって分け隔てられることなく、共生・持続可能な社会を実現するためには、差別や偏見といった人の心の中にある障壁が取り払われ、障がいの特性や障がいのある人について社会全体で十分に理解されなければなりません。さらに、学校や家庭、職場、地域などの様々な場において、偏見や差別を解消する継続的な取組が必要です。

本町で令和4(2022)年1月に実施した「人権問題に関する町民意識調査」では、次のような結果でした。

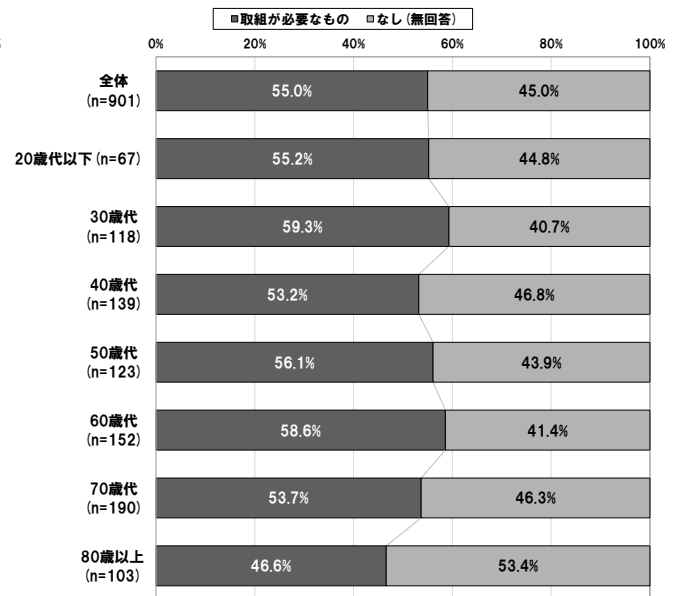
関心がある人権課題では、「障害を理由とする偏見や差別」は第3位で50.9%となっています。20歳代以下、30歳代、40歳代、60歳代では、「関心がある」と回答した割合が全体より高くなっています。

また、取組が必要な人権課題では、第2位で55.0%となっています。20歳代以下、30歳代、50歳代、60歳代では、「取組が必要」と回答した割合が全体より高くなっています。

●関心があると回答した割合（年代別）



●取組が必要と回答した割合（年代別）



出典:「人権問題に関する町民意識調査報告書」(令和4(2022)年3月)

<施策の方向性>

- ・障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら誰もが暮らしやすい共生社会を実現するため、町民が多様な障がいの特性の理解に努め、障がいのある人が困っていること、配慮の仕方や手助けの方法を知り、実践していけるよう啓発活動を推進します。
- ・町民・団体・事業者等と連携し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりに取り組みます。
- ・「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」など、法制度の趣旨が広く伝わるよう、周知・啓発に取り組みます。
- ・様々な場や交流などを通じて、障がいのある人に対する町民の理解が深まるよう、取り組みます。

<主な取組内容>

<現在実施している主な取組>
<ul style="list-style-type: none">○共生社会の実体験として「車いす体験」、「アイマスク体験」などの体験会の実施○「合理的な配慮物品の購入助成事業」として、自治会館において、スロープ等物品の購入の助成○「王寺町手話言語条例」の取組として、義務教育学校3年生を対象に手話の学習会を開催○障がいのある人に対する理解と社会参加の促進を深めるため、障がい者週間に合わせ、町内の障がい者福祉事業所利用者の作品展の実施○車椅子利用者が大ホールを利用される時のスペースの明示・確保○エレベーター内の操作ボタンや会議の入口での点字表示○点字図書、大型活字本、拡大読書器、車いすの設置○町立図書館において、図書の郵送サービスの実施（制限あり）○町立図書館において、マルチメディアデージー^{※5}図書の貸出実施
<新たに実施を検討している取組>
<ul style="list-style-type: none">○企業やお店などの事業者が障がいのある人に対して、「合理的な配慮」を行わないことが法によって禁止されていることの周知○ユニバーサル広報ツールの導入○王寺町地域活動支援センターichinino^{※6}での障がいへの理解を深めるための機会の創出○職員や教職員に対する研修会を実施○「職員対応要領」の制定

※5 マルチメディアデージーとは、音声と一緒に、文字や画像が表示されるデジタルシステムのことです。

※6 王寺町地域活動支援センターichininoとは、障がいのある人などが地域社会とのつながりを持てるよう、居場所づくりの活動を行っている施設のことです。

(7) インターネットによる人権侵害

<現状と課題>

インターネットが普及する一方で、その匿名性、情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載、拡散など、人権に関わる様々な問題が発生しています。こうした行為は人を傷つけるものであり、書き込みをした人が罪に問われることもあります。

国では、インターネット上の誹謗中傷に対応するため、侮辱罪が厳罰化され、法定刑に1年以下の懲役・禁固又は30万円以下の罰金加わった「刑法の一部を改正する法律」（インターネット上の誹謗中傷の厳罰化）（令和4（2022）年7月）が施行されました。

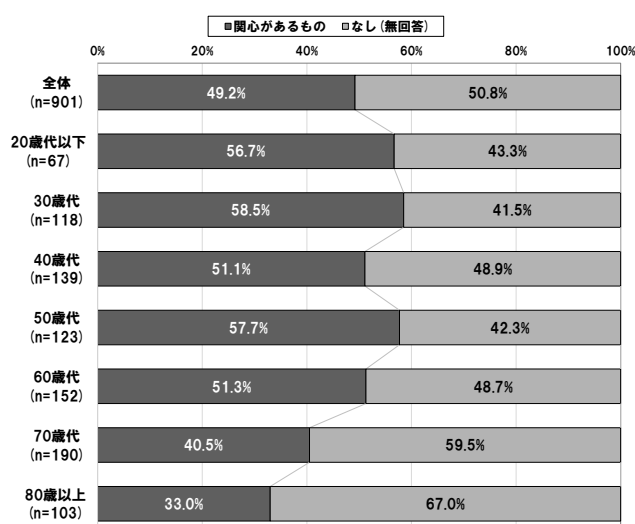
そのため、一般のインターネット利用者の一人ひとりが、正しい情報モラルに関する理解を深めることが重要であり、ネット上のいじめや有害な情報から子どもを守るため、個人のプライバシー、名誉に関する正しい理解を深めるための啓発活動や、学校においても情報モラル教育を推進していくことが必要です。

本町で令和4（2022）年1月に実施した「人権問題に関する町民意識調査」では、次のような結果でした。

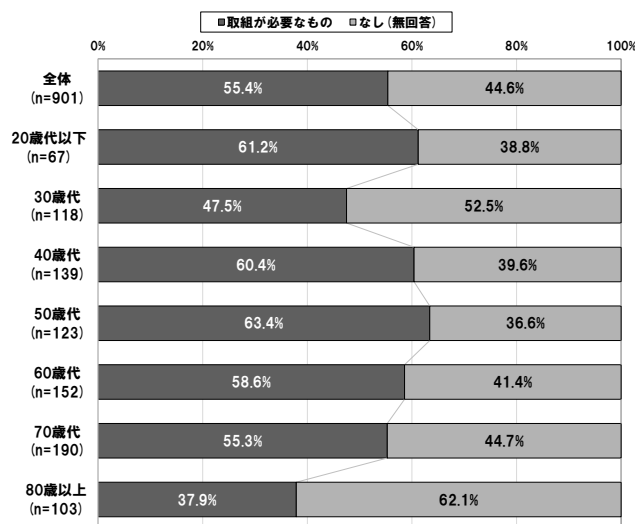
関心がある人権課題では、「インターネットによる人権侵害」は第5位で49.2%となっています。20歳代以下から60歳代のすべての世代では、「関心がある」と回答した割合が全体より高くなっています。

また、取組が必要な人権課題では、第1位で55.4%となっています。20歳代以下、40歳代、50歳代、60歳代では、「取組が必要」と回答した割合が全体より高くなっています。

●関心があると回答した割合（年代別）



●取組が必要と回答した割合（年代別）



出典:「人権問題に関する町民意識調査報告書」(令和4(2022)年3月)

<施策の方向性>

- ・正しい利用ルールやマナーなど人権の視点を踏まえたインターネット利用上の注意点について、様々な層を対象にした啓発を推進します。
- ・学校教育においては、インターネットやSNSの正しい利用ルールやマナーを身に付けるための学習を進めます。
- ・町民に向けて、本人通知制度の周知及びプライバシーや個人情報の保護に関する正しい知識と情報が得られるよう啓発を行います。
- ・町職員に向けて、セキュリティ意識の向上を図るとともに、行政システムのセキュリティ強化に取り組みます。

<主な取組内容>

<現在実施している主な取組>
○「県インターネット掲示板差別書き込みについて考えるプロジェクト会議」への参加 ○各校において、児童生徒及び保護者・職員を対象とした専門家による講演会の実施（インターネットの正しく安全に利用する方法や犯罪等に巻き込まれた時の対処方法など）、情報モラル教育の推進
<新たに実施を検討している取組>
○正しい利用ルールやマナーなど人権の視点を踏まえたインターネット利用上の注意点について広報紙である「王伸」と町公式ホームページで周知

(8) 災害によるもの

<現状と課題>

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地域が東日本全域に及び、甚大な人的・物的被害をもたらした未曾有の大災害です。震災等の大きな災害の発生時における、不確かな情報に基づいて他人を不当に扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信するなどの行動は、人権侵害だけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。

東日本大震災など大規模災害時において、避難所におけるプライバシーの問題や、高齢者や障がいのある人など支援を必要とする人たちへの配慮等が問題となりました。また、近年頻発する台風や集中豪雨などによる自然災害時においても、人権に配慮した被災者支援や避難所運営の在り方が問われるようになっていきます。

いまだ解決しない人権問題や社会環境の変化により新たな人権問題が生じています。多様な人権問題に対して、町民の理解を深めるとともに国や県の動向を把握し、関係機関と連携のもと適切な対応が必要です。

それぞれの人権が尊重されるよう、多様な視点に十分配慮するとともに、人権侵害を発生させないよう避難者の人権に配慮した避難所の整備が必要です。要配慮者については、地域ぐるみの支援体制の構築が求められます。

本町で令和4(2022)年1月に実施した「人権問題に関する町民意識調査」では、次のような結果でした。

関心がある人権課題では、「東日本大震災に起因する偏見や差別」は第13位で31.6%となっています。

また、取組が必要な人権課題では、第14位で34.2%となっています。

<施策の方向性>

- ・災害時における要配慮者については、「王寺町地域防災計画」などにに基づき、地域ぐるみの支援体制の構築に努めます。
- ・人権に配慮した避難所を整備するとともに、避難者の健康維持に努めます。

<主な取組内容>

<現在実施している主な取組>
○災害時要支援者名簿の活用及び個別避難計画に基づく適切な避難誘導 ○被災者への町営住宅の一時使用許可（桃山住宅）
<新たに実施を検討している取組>
○障がい者や女性などの目線に立った避難所の環境改善の検討

(9) LGBTQについて

<現状と課題>

LGBTQ（性的少数者）であることを理由とする偏見や差別により、苦しんでいる人々があります。これらの人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの差別を受けています。

このような偏見や差別を解消するため、「労働施策総合推進法」の改正（令和2（2020）年6月施行）に基づいて定められたパワーハラスメント防止のための指針において、相手の性的指向等に関する侮辱的な言動を行うこと等をパワーハラスメントに該当すると考えられる例として明記したり、性的マイノリティに関する企業の取組事例集等を作成・周知するなど、職場における性的マイノリティに関する正しい理解を促進するための取組が進められています。

また、学校等においても、児童生徒等に対するきめ細かな対応や、適切な教育相談が行われるよう、教育関係者への働きかけが行われています。

国では、性同一性障がい（生物的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であること）を抱える者における社会生活上の様々な問題を解消するため「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（平成16（2004）年7月）、また性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）及びジェンダーアイデンティティ（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識）の多様性に関する国民の理解の増進を図るために、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5（2023）年6月）が施行されました。

LGBTQの人たちに対する偏見や差別をなくしていくために性的指向や性自認などの多様な性のあり方を正しく理解し、様々な啓発活動を推進することが必要です。

本町で令和4（2022）年1月に実施した「人権問題に関する町民意識調査」では、次のような結果でした。

関心がある人権課題では、「性的指向及び性自認（性同一性を理由とする偏見や差別）」は第9位で37.7%となっています。

また、取組が必要な人権課題では、第7位で39.4%となっています。

<施策の方向性>

- ・LGBTQに対する理解を深めるための啓発に努めます。
- ・学校における自分の性別に違和感を持つ児童生徒に対するきめ細かな対応に努めます。

<主な取組内容>

<現在実施している主な取組>
○LGBTQに関する正しい理解を促進するため「差別をなくす町民集会」などのイベントの開催 ○職員や教職員に研修会を実施 ○町人権推進協議会総会での解決課題としての提案 ○性的マイノリティに関する取組事例を周知するなど、学校における性的マイノリティに関する正しい理解の促進 ○児童生徒等に対するきめ細かな対応や、適切な教育相談が行われるよう、相談員、支援員の配置
<新たに実施を検討している取組>
○LGBTQに対する理解を深めるため広報で啓発 ○パートナーシップ制度の調査、研究

第5章 計画の推進

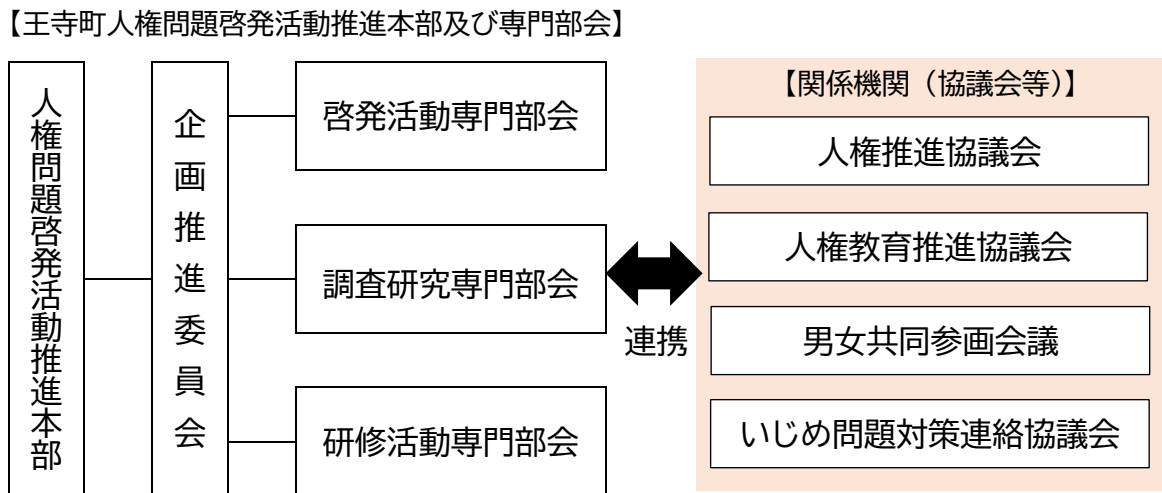
1 推進体制

(1) 庁内の連携体制

行政は、町民一人ひとりの日常生活に深く関係しており、全ての部門において人権に関わりがあります。人権教育・啓発を推進するためには、全庁的に具体的に取り組んでいく必要があります。

関係部局等からの情報を集約し、人権に係る現状・問題の把握ができる体制を整え、本計画の達成に向けて、「王寺町人権問題啓発活動推進本部」を中心に「王寺町人権推進協議会」や「王寺町人権教育推進協議会」などと連携を図りながら、人権施策を総合的かつ計画的に推進します。

≪推進体制図≫



注) 関係機関については、各人権問題に関連する協議会等を想定しています。今後の状況に応じてその他に関係する機関とも連携を進めていきます。

(2) 地域との連携体制

人権問題は地域社会全体の問題であることから、行政の施策だけでなく、様々な主体が人権施策に参画し、連携して取り組む必要があります。そのため、地域社会と一体となってあらゆる人権問題の教育及び啓発を推進し、地域住民との関わりを深くもって人権尊重の取組を活性化させることが重要です。

本町では、人権教育・啓発活動や人権に関する相談など、人権施策が広範な取組として展開できるよう、人権擁護委員、「奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会」、奈良地方法務局などと密接に連携し、情報の共有化を図り、効率的な啓発活動の実施を進めます。

また、これからの人権施策を実施する上で、町民一人ひとりの理解と協力が不可欠であることから、本計画の趣旨が広く町民に浸透するよう様々な機会を捉えてその周知を積極的に行います。

2 進行管理

この計画に沿った人権施策を、全ての部局において総合的かつ効果的に実施されるよう、実施状況の点検及び評価を行います。

また、幅広く町民の意見を反映させるため調査等を通して様々な人権に関する情報と意見を収集するとともに、「王寺町人権推進協議会」において、必要に応じて本計画の見直しを行います。

1 王寺町人権推進協議会規約

(設置)

第1条 王寺町に人権推進協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、人権問題についての重要事項を調査審議し、必要と認めることを町長に建議するとともに、人権問題の根本的解決と人権推進の効率的な実施を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、町議会の議員・学識経験者・関係諸団体の代表者より町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし再任を妨げない。

2 関係諸団体の代表者として委員に委嘱されたものは、当該団体をしりぞいたときは、委員もしりぞいたものとみなす。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 前項に定める役員は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計の監査をおこなう。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 後任者が就任するまでは、前任者がその職務をおこなうものとする。ただし、前任者が委員でなくなった場合は、このかぎりでない。

(総会)

第7条 協議会は、年1回総会を開催する。ただし、必要に応じて臨時に総会を開催することができる。

2 総会は、次の事項を議決するものとする。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算の承認
- 3 総会は、会長が招集し委員の過半数の出席により成立する。
- 4 会議の議長は、会長があたる。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第8条 協議会の目的達成に必要な方策の研究等を行うため協議会に役員会を置く。

- 2 役員会は、会長・副会長及び監事をもって構成する。
- 3 役員会は、必要に応じ随時開催し、会長が招集する。
- 4 役員会は、次の事項を協議し、議決するものとする。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 事業計画及び予算
 - (3) 事業報告及び決算
 - (4) 事業実施の具体的事項
 - (5) その他会長において必要と認めた事項

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、住民福祉部住民課に置き、事務局長を住民福祉部長とする。

(会計)

第10条 会計は事務局が行い、協議会の経理をつかさどる。

(経費)

第11条 協議会の経費は、補助金その他の収入をもってこれにあてる。

(決算及び監査)

第12条 協議会の会計は、毎年4月末日までに決算し、監事の監査を受けなければならない。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

2 王寺町人権推進協議会委員名簿

役 職	機関及び団体名	氏 名
会 長	王寺町副町長	ひらおか ひでたか 平岡 秀隆
副会長	王寺町議会議員	くすもと まさる 楠本 勝
監 事	王寺町自治連合会会長	いむら ともじ 井村 知次
学 識 経験者	部落解放同盟奈良県連合会下之庄支部支部長	うめの こうじ 梅野 浩二
委 員	王寺町議会議員	やまもと えみ 山本 恵美
//	王寺町民生児童委員協議会会長	うえだ こういち 上田 幸一
//	王寺町婦人会会長	かまくら ふみえ 鎌倉 文枝
//	王寺町老人クラブ連合会会長	なかむら きよし 中村 清
//	王寺町身体障害者協会会長	よしだ ひろし 吉田 廣
//	王寺町人権擁護委員代表	かわぐち てつひろ 川口 哲廣
//	王寺町社会教育委員兼公民館運営審議会議長	たかしま さちこ 高島 幸子
//	王寺町教育長	なかの まもる 中野 衛
//	王寺北義務教育学校校長	みずたに まさみ 水谷 雅美
//	王寺南義務教育学校校長	あらき あつひと 荒木 篤人

注) 計画策定時(令和5年度時点)の委員名簿となっています。

3 策定過程

開催回	開催年月日	内 容
第1回	令和5(2023)年 8月25日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画策定の背景 ・「王寺町人権問題に関する町民意識調査」の概要 ・特に取組を進める必要性がある項目の確認 ・基本計画策定に向けたスケジュール
第2回	令和5(2023)年 11月2日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画策定にあたって ・計画の基本的な考え方 ・人権施策の推進について ・分野別の人権施策の具体的な取組 ・基本計画策定に向けたスケジュール
第3回	令和5(2023)年 12月26日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画(案)について ・パブリックコメントの実施について (パブリックコメント実施期間:令和6年1月5日~1月31日)
第4回	令和6(2024)年 2月9日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの反映について ・基本計画最終(案)について

4 関係法令等

(1) 世界人権宣言

昭和23(1948)年12月10日
第3回国際連合総会 採択

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

1. すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
2. さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

1. 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
2. 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

1. すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
2. すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

1. すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
2. この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

1. すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
2. 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

1. 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
2. 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
3. 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

1. すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
2. 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

1. すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
2. 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

1. すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
2. すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
3. 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

1. すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
2. すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
3. 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
4. すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

1. すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
2. 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

1. すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
2. 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
3. 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

1. すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
2. すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

1. すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
2. すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
3. これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

(2) 日本国憲法(抄)

昭和21(1946)年11月3日公布

昭和22(1947)年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

注) 人権に関連する部分のみ抜粋

(3) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12(2000)年11月29日制定

平成12(2000)年12月6日施行

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

(4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

平成25(2013)年6月26日公布

平成28(2016)年4月1日施行

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

- ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

- イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
- ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下の条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

- 第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
 - 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
 - 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

- 第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。
- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

- 第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

- 第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

- 第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

(5) 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

平成28(2016)年12月16日公布・施行

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

(6) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ハイトスピーチ解消法）

平成28(2016)年6月3日公布・施行

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽せん動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

(7) 奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例

平成27(2015)年10月1日施行

(第二章、第三章及び第七章の規定は、平成28(2016)年4月1日施行)

基本的な人権が尊重される差別のない自由で平等な社会の実現は、人類全ての悲願であり、障害の有無にかかわらず、全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。また、障害のある人もない人も、等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられる社会の実現は、全ての人間の共通の願いである。

しかしながら、今なお、障害のある人に対する障害を理由とする不利益な取扱いが存在している。また、障害のある人の社会参加や自立を制限する物理的な障壁、誤解や偏見といった意識上の障壁等様々な社会的障壁も存在している。

このような状況を踏まえ、我々は、障害及び障害のある人に関することを身近な課題と捉え、障害の有無にかかわらず、誰もがともに学び生きるという意識を育み、障害を理由とする差別的言動その他の権利利益を侵害する行為をなくすとともに、全ての県民の障害への理解を深めるための取組が必要である。

ここに、我々は、障害のある人もない人も、ともに安心して幸せに暮らすことができる奈良県づくりを目指して、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、障害を理由とする差別の解消、障害のある人の権利擁護及び県民の理解（以下「障害を理由とする差別の解消等」という。）の促進に関する基本的な事項を定め、県の責務、県と市町村との連携並びに県民及び事業者の役割を明らかにし、障害を理由とする差別の解消等に関する施策を推進することにより、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(基本理念)

第三条 全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会の実現は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全ての障害のある人は、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- 二 全ての障害のある人は、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 三 全ての障害のある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々とともに暮らすことを妨げられないこと。
- 四 全ての障害のある人は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- 五 障害のある人となない人が、ともに交流し、及び学び合い理解を深める必要があること。

（県の責務）

第四条 県は、前条の基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

（県と市町村との連携）

第五条 県は、市町村が障害を理由とする差別の解消等に関する施策を実施する場合にあっては、当該市町村と連携し、及び協力するとともに、当該市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（県民及び事業者の役割）

第六条 県民及び事業者は、第三条の基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に対する関心と理解を深め、自己啓発に努めるとともに、県及び市町村が実施する障害を理由とする差別の解消等の推進に協力するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第七条 県は、障害を理由とする差別の解消等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 障害を理由とする差別の禁止

（不利益な取扱いの禁止）

第八条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）を提供する場合において、障害のある人に対して、その生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、障害のある人に対して、同条第十六項に規定する相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、その意に反して同条第一項に規定する厚生労働省令で定める施設若しくは同条第十一項に規定する障害者支援施設への入所を強制し、又は同条第十五項に規定する共同生活援助を行う住居への入居を強制すること。

三 不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

四 医療を提供する場合において、障害のある人に対して、次に掲げる取扱いをすること。

ア 障害のある人の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

イ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、障害のある人が希望しない長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。

五 教育を行う場合において、障害のある人に対して、次に掲げる取扱いをすること。

ア 障害のある人の年齢及び能力かつ特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要と認められる適切な指導又は支援を講じないこと。

イ 障害のある人及びその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。以下同じ。）への意見聴取及び必要な説明、情報提供を行わないで、又はこれらの者の意見を十分に尊重せず、障害のある人が就学すべき学校（同法第一条に規定する小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。）を決定すること。

六 雇用等において、障害のある人に対して、次に掲げる取扱いをすること。

ア 労働者の募集又は採用を行う場合において、障害のある人に対して、従事させようとする業務を障害のある人が適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

イ 障害のある人を雇用する場合において、障害のある人に対して、障害のある人が業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件、昇進、降格、配置転換、教育訓練、研修若しくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇すること。

七 不特定かつ多数の者が利用する建物その他の施設又は公共交通機関を障害のある人の利用に供する場合において、障害のある人に対して、建物その他の施設の構造上又は公共交通機関の車両等の構造上やむを得ないと認められる場合、障害のある人の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

八 障害のある人に情報を提供し、又は障害のある人から情報の提供を受ける場合において、障害のある人に対して、次に掲げる取扱いをすること。

ア 障害のある人から情報の提供を求められた場合において、障害のある人に対して、当該情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

イ 障害のある人が意思を表示する場合において、障害のある人に対して、障害のある人が選択した意思表示の方法によっては障害のある人の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、意思の表示を受けることを拒み、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

九 障害のある人に、商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、障害のある人に対して、その障害の特性により他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

十 前各号に掲げるもののほか、障害のある人に対して、障害を理由として不利益な取扱いをすること。

(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)

第九条 何人も、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(障害のある人の保護者、後見人その他の関係者が本人に代わって行ったもの及びこれらの者が本人の補佐人として行った補佐に係るものを含む。)があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、本人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第三章 障害を理由とする差別を解消するための施策

(相談及び支援)

第十条 何人も、県に対し、第八条各号に掲げる行為及び前条の規定による配慮をしないこと(以下「不利益な取扱い等」という。)に関する相談をすることができる。

2 県は、前項に規定する相談があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 相談に応じ、相談者に必要な助言、情報の提供等を行うこと。

- 二 相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- 三 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

(相談員の配置)

第十一条 知事は、前条第二項各号に掲げる業務を行わせるため、適正かつ確実に行うことができる者を相談員として委嘱することができる。

- 2 相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。相談員でなくなった後においても、同様とする。

(必要な措置の求め)

第十二条 障害のある人は、第十条第一項の相談を経ても不利益な取扱い等に関する事案(以下「対象事案」という。)が解決しないときは、知事に対し、その解決のために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

- 2 前項の規定は、対象事案に係る障害のある人の保護者、後見人その他の関係者について準用する。ただし、当該求めをすることが明らかに障害のある人の意に反すると認められるときは、この限りでない。

(助言又はあっせん)

第十三条 知事は、前条第一項又は第二項の規定による求めがあった場合において、助言若しくはあっせんの必要がないと認めるとき又は対象事案の性質上助言若しくはあっせんを行うことが適当でないことを除き、奈良県障害者相談等調整委員会に助言又はあっせんを行わせるものとする。

- 2 奈良県障害者相談等調整委員会は、前項の規定による助言又はあっせんのため必要があると認めるときは、対象事案の当事者(以下「関係当事者」という。)に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることその他必要な調査を行うことができる。
- 3 奈良県障害者相談等調整委員会は、対象事案の解決に必要なあっせん案を作成し、これを関係当事者に提示することができる。
- 4 奈良県障害者相談等調整委員会は、助言を行ったとき又はあっせんが終了し、若しくは打ち切られたときは、その結果を知事に報告しなければならない。この場合において、関係当事者があっせんに従わなかったときは、その旨その他規則で定める事項を併せて報告しなければならない。

(勧告等)

第十四条 知事は、前条第四項による報告を受けた場合において次の各号のいずれかに該当するため調査をすることを要すると認めるときは、関係当事者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

- 一 正当な理由なく、前条第二項の規定による調査等を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 二 前条第二項の規定による調査に対して虚偽の資料の提出又は説明を行ったとき。
- 三 前条第四項の規定によるあっせんを受け入れた不利益な取扱い等をしたと認められる関係当事者が、正当な理由なく、当該あっせんに基づいた措置を履行しないとき。

- 2 前項の説明又は資料の提出により、関係当事者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、知事は、関係当事者に対し、必要な措置を講ずるべきことを勧告することができる。

(公表)

第十五条 知事は、前条第二項の規定による勧告を受けた関係当事者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

第四章 奈良県障害者相談等調整委員会

第十六条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるほか、障害のある人権利擁護等のための施策に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議させるため、奈良県障害者相談等調整委員会（以下この条において「調整委員会」という。）を置く。

- 2 調整委員会は、委員十五人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。
 - 一 学識経験を有する者
 - 二 障害のある人及び障害のある人の福祉に関する事業に従事する者
 - 三 事業者を代表する者
 - 四 その他知事が適当と認める者
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 障害及び障害のある人に関する理解の促進

第十七条 県は、障害を理由とする差別をなくすことの重要性について、県民の関心と理解を深めるため、障害及び障害のある人に関する知識等の普及啓発その他必要な事業を行うものとする。

第六章 雑則

(その他)

第十八条 この条例で定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

第七章 罰則

第十九条 第十一条第二項又は第十六条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第二章、第三章及び第七章の規定

は、平成二十八年四月一日から施行する。

(準備行為)

- 2 第十一条第一項の規定による相談員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

(8) 奈良県部落差別の解消の推進に関する条例

平成31(2019)年3月22日公布・施行

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにし、及び施策を推進するための基本的な計画の策定等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、全ての人を包摂し、及び人に優しい社会の実現を基本理念として、行わなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、国及び市町村と連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

(基本計画)

第4条 知事は、部落差別の解消に関する施策を推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 前項に基づく基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- 一 部落差別の解消に関する施策についての基本的な方針
- 二 部落差別の解消に関し、県が計画的に講ずべき施策

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、奈良県人権施策協議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査の実施)

第5条 県は、部落差別の解消に関する施策の実施及び前条の基本計画策定のため、必要に応じて、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

2 県は、前項の調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別が生じないように留意しなければならない。

(相談体制の充実)

第6条 県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(教育及び啓発)

第7条 県は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(推進体制の充実)

第8条 県は、国及び市町村と連携し、部落差別の解消に関する施策を推進する体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(9) 王寺町手話言語条例

令和2(2020)年9月17日公布・施行

手話は、音声言語である日本語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使い独自の語彙と文法体系をもって視覚的に表現する言語です。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要不可欠な手段として手話を大切に育んできました。

しかしながら、これまで手話が言語として認められず、使用できる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

このような状況を踏まえ、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約や平成23年に改正された障害者基本法(昭和45年法律第84号)において、手話は言語として位置付けられたため、手話に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境を整備していくことが求められています。

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる王寺町を目指し、この条例を制定するものです。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解の促進及び手話の普及並びに地域において手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって全ての町民が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の言語体系及び歴史的背景を持つ文化的所産であることを理解し、手話を必要とする人が手話という言語により意思疎通を円滑に図る権利を有するという基本的な認識の下で行われなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、町民の手話に対する理解を深め、ろう者があらゆる場面で手話による意思疎通ができ、手話を使用しやすい環境となるよう、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(町民の役割)

第4条 町民は、基本理念にのっとり、手話への理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、手話への理解を深め、町が推進する施策に協力するとともに、手話を必要とする人が利用しやすいサービスの提供及び手話を必要とする人が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(観光旅行者その他の滞在者への対応)

第6条 町は、手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が安心して滞在することができるための必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(災害時の対応)

第7条 町は、災害時において、手話を必要とする人に対し、情報の取得及び意思疎通の支援について必要な措置を講ずるものとする。

(学校等における理解の促進)

第8条 町は、学校等において、幼児、児童及び生徒に対し、手話に接する機会及びろう者への理解を促進する機会を提供するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第9条 町は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話を理解するための機会の提供に関する施策
- (2) 手話の普及及び啓発に関する施策
- (3) 手話により意思の疎通ができる環境の整備に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

(財政上の措置)

第10条 町は、手話に関する施策を積極的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(10) 王寺町人権擁護に関する条例

令和5(2023)年3月13日公布

令和5(2023)年4月1日施行

昭和21年10月に定められた日本国憲法は、国民にすべての基本的人権の享有が妨げられないこと、法の下に平等であることを定め、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されないとしている。また、昭和23年12月に国連総会において採択された世界人権宣言においても、すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとして、基本的人権尊重の原則を定めている。

王寺町においては、昭和40年9月に定めた町民憲章において、聖徳太子が説いた「和(わ)の精神」を現在に伝える「和(やわらぎ)の鐘」がなるまちの町民として、「きまりをよくまもり住みよいまち」「未来をつくる子どものしあわせなまち」を目指すことを謳い、これまで多くの人々の努力の積み重ねにより、人権擁護のための取組が行われてきたところである。

しかし、現状をみると、部落差別をはじめ、外国人、女性、子ども、高齢者、障がい者、性的少数者に係る差別等社会潮流の変化により人権問題も多様化し、インターネット上での人権侵害も大きな問題となっている。

そこで、あらゆる人権侵害を解消し、全ての人の人権が尊重され、誰も傷つかない、誰も傷つけない、そして誰もが生きがいをもって生活できる地域社会の実現に向け、人権擁護に関する取組を推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言の理念を踏まえ、町及び王寺町まちづくり基本条例(令和2年12月王寺町条例第35号)第2条に規定する町民(以下「町民」という。)の責務を明らかにすることにより、人権侵害が生じることのない、人権を尊重する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 人は生まれながらにして基本的人権を有しており、町民があらゆる人権侵害が許されないものと認識し、かけがえのない個人として尊重されるものであることへの理解を深めることを旨として、人権を尊重する地域社会の実現に向けた施策を推進しなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、前条の基本理念に基づき、国、県、その他関係機関との連携を図り、教育、啓発及び相談体制の充実その他の人権侵害の解消を図るために必要な施策を推進し、町民の人権尊重の意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第4条 町民は、第2条の基本理念に基づき、町が行う人権侵害の解消を図るための施策に協力するとともに、家庭、地域、学校、職場、その他のあらゆる生活の場(以下「家庭等」という。)において、人権尊重の意識の高揚に努めるものとする。

(人権を確かめあう日)

第5条 町は、人権についての理解と認識を深め、人権意識の高揚を図るため、奈良県市町村・人権同和問題啓発活動推進本部連絡協議会が設定した毎月11日の「人権を確かめあう日」の意義を踏まえ、積極的に啓発活動を行うものとする。

(教育及び啓発の充実)

第6条 町は、人権尊重の意識の高揚を図るため、家庭等における人権教育に必要な情報を提供して啓発を行うとともに、学習の機会を提供するよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第7条 町は、国、県その他関係機関及び関係団体と連携し、相談機会の周知及び提供並びに実情に応じた相談体制の充実を図るよう努めるものとする。

(調査の実施)

第8条 町は、施策の効果的な推進のため、必要に応じ町民の意識調査を行うものとする。

(計画)

第9条 町は、施策の効果的な推進のため、人権擁護の推進に関する計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

(協議会)

第10条 町は、計画に関する重要な事項を、王寺町人権推進協議会において協議するものとする。

(委任)

第11条 この条例の定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

王寺町 人権施策に関する基本計画

編集・発行

王寺町住民福祉部 住民課 くらしと人権係

〒636-8511 奈良県北葛城郡王寺町王寺 2-1-23